

平成26年3月議会議案説明資料

○議案第112号 控訴の提起について

財 政 局

議案第112号

控訴の提起について

上記の議案を提出する。

平成26年3月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、原告株式会社新天町商店街公社外1名被告福岡市間の福岡地方裁判所平成24年（行ウ）第27号固定資産税賦課処分取消等請求事件の判決に対し控訴の提起をする必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

控訴の提起について

次のように控訴を提起する。

1 控訴の相手方

福岡市中央区天神二丁目9番510号

株式会社 新天町商店街公社

福岡市中央区天神二丁目9番510号

新天町商店街商業協同組合

2 控訴の要旨

- (1) 原判決中本市敗訴の部分を取り消す。
 - (2) 相手方らの請求を棄却する。
 - (3) 訴訟費用は第1審及び第2審を通じ相手方らの負担とする。
- との判決を求める。

3 事件の概要

- (1) 相手方らは、市内中央区天神二丁目所在の新天町商店街（以下「商店街」という。）に係る土地及び建物（以下「本件土地建物」という。）を所有し、商店街の管理運営を行っている法人である。
- (2) 福岡市中央区長（以下「処分庁」という。）は、平成23年4月6日付けで、相手方ら

- に対し、本件土地建物に係る平成23年度の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課処分（以下「平成23年度賦課処分」という。）を行った。
- (3) また、処分庁は、平成24年4月6日付けで、相手方らに対し、本件土地建物に係る平成24年度の固定資産税等の賦課処分（以下「平成24年度賦課処分」という。）を行った。
- (4) 相手方らは、処分庁の上級行政庁である福岡市長に対し、平成23年6月3日に平成23年度賦課処分について、平成24年6月4日に平成24年度賦課処分について、本件土地建物にある通路のうち一部の通路（以下「本件通路」という。）の地積を含めて賦課処分を行うことは地方税法上の根拠を欠くとしてそれぞれ審査請求をしたが、福岡市長はいずれの審査請求も棄却した。
- (5) 相手方らは、本件通路は、商店街の一部として終日開放され一般の人の通行の用に供されていること、また、車両の通行が制限されていること以外何らの制限も設けられていないこと等から、地方税法第348条第2項第5号に規定する公共の用に供する道路に該当し課税されるべきものではないとして、平成24年5月11日、本市を被告として、福岡地方裁判所に対し、平成23年度賦課処分の一部の取消し及び国家賠償法等に基づく平成3年度から平成23年度までの固定資産税等の過納金等として金286,616,882円の支払を求める等の訴えを提起した。
- (6) その後、相手方らは、平成25年3月1日、本件通路のほか別の通路についても課税されるべきものではないとして過納金等の額を金329,204,560円とする請求の趣旨の拡張を行うとともに、平成24年度賦課処分の一部の取消し及び国家賠償法等に基づく平成24年度の固定資産税等の過納金として金20,713,874円の支払を求める等の訴えの追加的変更を行った。さらに、相手方らは、平成25年12月13日、過納金等の算出方法を訂正し、最終的に合計金360,138,190円の支払を求めた。
- (7) 本市は、本件訴えに係る通路について、商店街の各店舗の商品が常態的に陳列されている等相手方らが自由に使用収益しており、相手方らの私権の行使は制限されていないこと等から、公共の用に供する道路に該当せず課税の対象となることを理由として応訴していた。
- (8) 平成26年3月7日、福岡地方裁判所は、本件訴えに係る通路は、一般的な利用について何らの制約を設けず開放されている状態であり、その連絡状況、周囲の土地の状況等に照らせば、専ら不特定多数人の用に供されているものと認められることから公共の用

に供する道路に該当し，平成23年度賦課処分及び平成24年度賦課処分（以下「本件賦課処分」という。）の一部は違法なものであるとして，本件賦課処分の一部を取り消し，及び本市に対し相手方らへ合計金28,161,675円の支払を命じる等の判決を言い渡した。

(9) 本市は，原判決の判断に不服があるので，控訴の要旨記載のとおり判決を求めて福岡高等裁判所に対し控訴を提起するものである。

控訴の提起について

下記の事件について、平成 26 年 3 月 7 日に福岡地方裁判所が言い渡した判決に対し控訴を提起するもの。(地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるもの)

1 事件名 福岡地方裁判所平成 24 年(行ウ)第 27 号
固定資産税賦課処分取消等請求事件

2 原告 (株)新天町商店街公社(以下「公社」)
新天町商店街商業協同組合(以下「組合」)

3 被告 福岡市

4 福岡地方裁判所判決の概要

(1) 固定資産税・都市計画税(以下「固定資産税等」)賦課決定(平成 23・24 年度)の一部取消

(2) 判決で認められた請求額

28,161,675 円及び訴状到達日の翌日から支払済みまでの遅延損害金(年率 5%)の支払

※ 合計訴額 平成 3 年度から平成 24 年度までの固定資産税等額 360,138,190 円及び固定資産税等の納期限翌日から各納付日までの遅延損害金(年率 5%)を請求

※ 国家賠償法に基づく損害賠償請求(平成 3 年度から平成 22 年度まで)は過失がないことから認めない。

5 訴訟に至る経緯

平成 23 年 4 月 6 日 公社及び組合に対し、平成 23 年度固定資産税等の賦課決定(以下「平成 23 年度賦課決定」という。)

平成 23 年 6 月 3 日 公社及び組合は、本市に対し、平成 23 年度賦課決定について審査請求(本市は、平成 24 年 3 月 2 日、請求を棄却)

平成 24 年 5 月 11 日 公社及び組合は、平成 23 年度賦課決定について、本件各固定資産のうち、各通路部分(以下「本件各通路」という。)は、「公共の用に供する道路」であり、非課税とすべきであるとして、福岡地方裁判所に対し、平成 23 年度賦課決定の一部取消及び国家賠償法等に基づく、平成 3 年度から平成 23 年度までの過納金等の支払を求める訴えを提起

※ 平成 24 年度賦課決定分も、上記と同様に賦課決定、審査請求、請求棄却、訴えを提起

6 福岡地方裁判所判決の趣旨

(1) 「公共の用に供する道路」に該当するかについて

固定資産の現況が、所有者が何らの制約を設けず、不特定多数人の利用に供されているか否かという観点から判断すべきであり、「専ら」不特定多数人の利用に供されていれば、その利用が当該道路の主たる要素であって、所有者による受益の可能性は副次的な要素にすぎないことから、本件各通路は「公共の用に供する道路」に該当する。

(2) 「公共の用に供する道路」の適用範囲について

本件各通路において、原告が各店舗に商品の展示を許可している範囲は、広く一般に開放されているとは言い難いことから、除外すべきである。

したがって、本件各通路のうち、「公共の用に供する道路」として認められる範囲は公社分 252.33 m²、組合分 244.80 m²の合計 497.13 m²である。

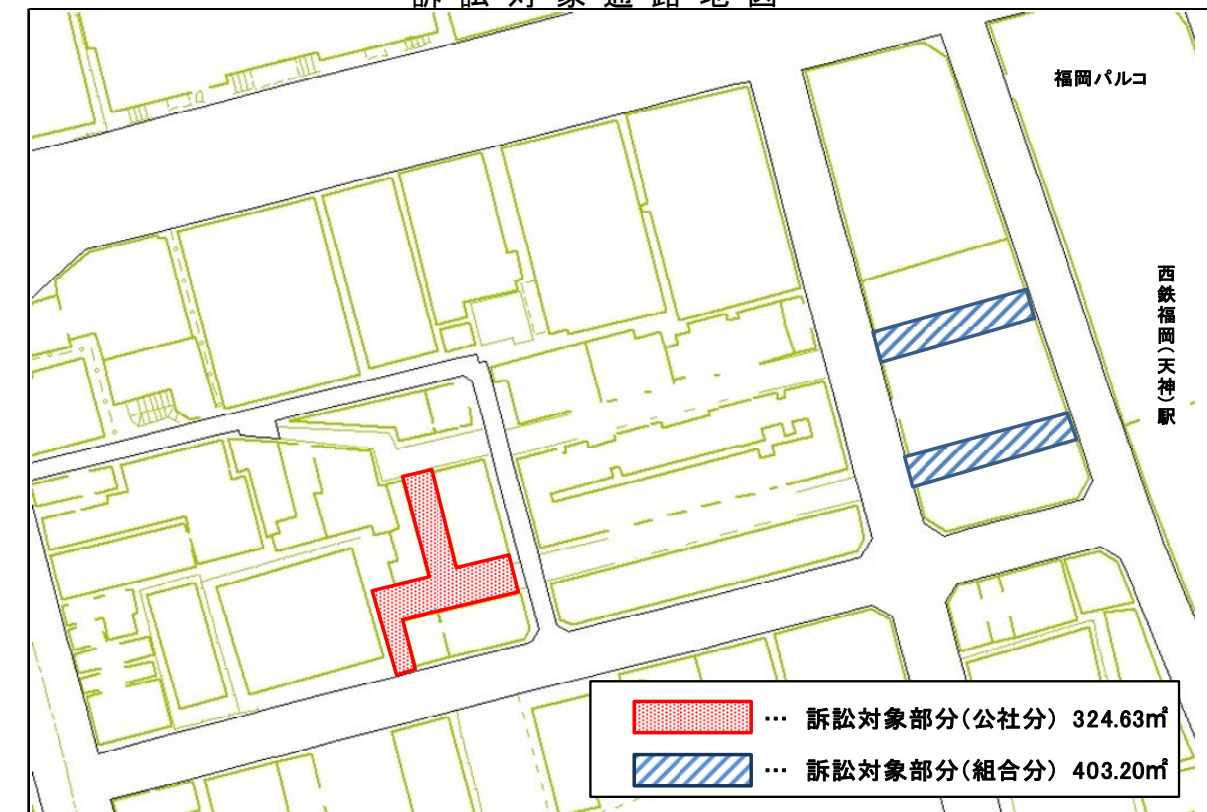
(3) 国家賠償法に基づく損害賠償請求について

平成 3 年度から平成 24 年度までの課税手続に誤りがあったが、「公共の用に供する道路」については、確立した通説的な見解はなく、実務上の取扱いや裁判例が依拠する「公共の用に供する道路」の解釈の仕方から一概に不当ではないため、被告に過失はなく、原告の請求には理由がない。(請求棄却)

(4) 不当利得に基づく返還請求について

過去の瑕疵ある課税分(平成 3 年度から平成 22 年度まで)について、不当利得返還請求権が発生するという性質のものではない。(請求棄却)

訴訟対象通路地図



7 福岡地方裁判所判決を不服とする主な理由

(1) 判決内容に法令解釈及び事実認定に誤りがある。

ア 「公共の用に供する道路」の要件について

判決は、昭和26年の国通達の趣旨を誤認し、その後の数々の判例や本市が他政令市の事務処理要領と同様に取扱っているという事実を考慮しておらず、事実認定に誤りがある。

また、「公共の用に供する道路」の要件として、「私権行使の制限」が判例で認められていることから、複数の判例(H24.7.18 東京高裁判決等)を証拠書類として提出しているにもかかわらず、当該証拠書類を考慮しておらず、法令解釈に誤りがある。

イ 本件各通路における使用収益について

判決は、「専ら」不特定多数人の用に供されることのみをもって非課税と判断しているが、所有者において当該土地が建物の敷地として使用収益されている点を著しく軽んじている。

また、固定資産税は賦課期日(毎年1月1日)現在の現況に即して課する(現況主義)にもかかわらず、本件各通路を除く通路部分の非課税の歴史的経緯を踏まえ、本件各通路は「公共の用に供する道路」に該当すると認めており、法令解釈及び事実認定に誤りがある。

ウ 本件各通路の存廃等が自由にできることについて

判決は、本件各通路について、いつでも自由に存廃等を行うことができると認めているにもかかわらず、存廃等がされた際に課税の是非が改めて決せられるにすぎないとしているが、いつでも自由に存廃等を行うことができることは、「私権行使の制限」が行われていないものであり、法令解釈及び事実認定に誤りがある。

エ 建ぺい率・容積率への算入について

判決は、本件各通路の土地がなくとも当該土地に建物は建築可能としているが、建築基準法上、当該土地を敷地に含めなければ、現行建物の建築は不可能であり、事実認定に誤りがある。

なお、当該建物は、本件各通路の上空(地下)に存在していることから、本件各通路がなくとも成り立たないものであるから、建ぺい率・容積率への算入を論じる意味はない。

オ 上空(地下)の利用について

本件各通路の上空(地下)に建物が存し、これが道路法に基づく道路では許容されないと指摘しながら、本件各通路の歩行者が当該建物の利用者に多い事情が伺われず、上空(地下)に建物が存在することは、課税の判断に影響を及ぼさないとしており、法令解釈及び事実認定に誤りがある。

(2) 判決を受け入れた場合、福岡市の他事例や他市町村に与える影響があまりにも大きい。

ア 「専ら」不特定多数人の利用に供されるだけで非課税であるとすれば、市内において建物の敷地内を不特定多数人が通る事例は数多くあり、固定資産税の課税実務に大きな影響を与える。

イ 他市町村においても同様の事例は数多くあり、判決を受け入れた場合、固定資産税の根本的な理念や考え方が変わることから、全国の市町村に与える影響が大きい。

ウ 判決は、公共用道路の考え方について大きな変更が生じることから、まちづくりや建物構造など様々な面で幅広い影響を及ぼすものである。

【参考】主な争点における原告・被告の主張及び福岡地方裁判所の判断について

争点	原告の主張	被告の主張	福岡地方裁判所の判断
【争点1】 「公共の用に供する道路」の該当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共の用に供する道路」とは、①所有者において何等の制約を設けず、②広く不特定多数人の利用に供するものであって、③原則として道路法にいう道路をいうが、①及び②の要件を充足し、「道路法にいう道路に準ずるもの」と認められるものも包含される。 ○ 本件各通路は、終日開放され、一般人の通行の用に供され、何等の制限もかけられておらず、①及び②の要件を充足する。また、以上の機能的側面からみれば、本件各通路は「道路法にいう道路に準ずるもの」に該当し、非課税とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共の用に供する道路」とは、①所有者において何等の制約を設けず、②広く不特定多数人の利用に供するものであって、③所有者による私権の行使が制限されて、所有者に受益の可能性がないものと解すべきである。 ○ 本件各通路については、原告が私権の行使をすることは制限されておらず、現に原告は本件各通路の土地を自由に使用収益していることから、本件各通路は、「公共の用に供する道路」に該当するとはいえない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共の用に供する道路」とは、所有者が一般的な利用に何らの制約を設けず開放されている状況であることに加えて、当該道路への連絡状況、周囲の土地の状況等からみて、「専ら」不特定多数人の利用に供されるものと解すべきである。 ○ 「専ら」不特定多数人の利用が当該道路の主たる要素であって、所有者による受益の可能性は副次的な要素にすぎない。 ○ 本件各通路の上空(地下)に建物が存し、これが道路法に基づく道路では許容されないが、本件各通路の歩行者が当該建物の利用者に多い事情が伺われず、上空(地下)に建物が存在することは、課税の判断に影響を及ぼさない。
【争点2】 国家賠償法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件各通路が「公共の用に供する道路」に該当することは容易に判断できたのであり、処分庁又は担当職員には過失があったというべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件各通路に課税したことに過失はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共の用に供する道路」については、確立した通説的な見解や裁判例は存在しておらず、解釈の仕方から一概に不当ではなく、職員に過失はない。
【争点3】 不当利得の有無	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被告には、固定資産税・都市計画税に係る返還金の支払要領があり、過去20年分にさかのぼり返還する旨が定められていることから、返還すべき義務を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件各通路に対する課税は適法であり、不当利得はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去の瑕疵ある課税分(平成3年度から平成22年度まで)について、不当利得返還請求権が発生するという性質のものではない。